

平成30年度第2回 「子どもの権利委員会」 合同会議 次第
「子ども・子育て会議」

○と き 平成31年1月15日（火）
午後1時30分から
○ところ 市民プラザ2階 第3会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 上越市子ども・子育て支援総合計画(上越市版エンゼルプラン)策定方針について…資料1、資料2、資料3

(2) 子どもの生活実態に関するアンケート調査の結果について …資料4

(3) その他

4 閉 会

上越市子どもの権利委員会委員名簿（第5期）

敬称略

選出区分		氏 名	選出団体
第1号	学識経験者	うめの まさのぶ 梅野 正信	国立大学法人上越教育大学
		おおくぼ あきこ 大久保 明子	新潟県立看護大学
第2号	関係行政機関の職員	さとう ひろし 佐藤 洋	上越児童・障害者相談センター
第3号	事業者	くまた かずこ 熊田 和子	上越商工会議所
第4号	教育関係者等	ひらま えりこ 平間 えり子	上越市小学校長会（高志小学校）
		ふるさわ ひろゆき 古澤 博之	上越市中学校長会（大島中学校）
		たけうち まさひろ 竹内 正宏	新潟県高等学校長協会高田地区 高等学校長会
		なら おか ゆたか 奈良岡 裕	新潟県立上越特別支援学校長
		よこお ユキエ 横尾 ユキエ	上越市私立保育園協会
第5号	P T A等の代表者	くろさき としひと 黒崎 寿人	上越市小中学校P T A連絡協議会
第6号	子ども支援活動団体の代表者	なかだ のりお 仲田 紀夫	上越市町内会長連絡協議会
		こんどう たかこ 近藤 隆子	上越市民生委員・児童委員協議会連合会
		はた しゅうじ 秦 周司	上越人権擁護委員協議会
		ほそやま あつこ 細山 厚子	C A P ・じょうえつ
		わかばやし あきよ 若林 明代	特定非営利活動法人マミーズ・ネット
第7号	公募に応じた市民	いらい ふみひろ 岩井 文弘	
		くらつじ ただとし 倉辻 忠俊	
		ほしの じゅんこ 星野 純子	

任期：平成29年4月1日～平成31年3月31日

上越市子ども・子育て会議委員名簿（第3期）

敬称略

選出区分		氏名	選出団体
第1号	子ども・子育て支援法第6条第2項の保護者	たけだ なぎさ 武田 渚	公立幼稚園保護者会(高田幼稚園)
		くらしげ あきこ 倉茂 暁子	私立幼稚園保護者会(聖上智オリーブこども園)
		うらさわ のぞみ 浦沢 希望	公立保育園保護者会(春日保育園)
		ふるかわ あゆこ 古川 亜由子	私立保育園保護者会(大曲保育園)
		おかだ りゅういち 岡田 龍一	上越市小中学校PTA連絡協議会
第2号	事業者	つばき たくし 椿 卓士	上越商工会議所(青年部)
		くまき てるみ 熊木 輝美	上越商工会議所(女性部)
第3号	労働者	やなぎさわ えり 柳澤 絵理	企業勤労者(くびき労働組合)
		むろはし あけみ 室橋 明美	企業勤労者(全日通高田地域協議会)
第4号	子ども・子育て支援に関する事業の従事者	よしだ としこ 吉田 敏子	私立幼稚園連盟(聖上智オリーブこども園)
		うえき たかし 植木 卓	私立保育園協会(大曲保育園)
		いしだ あきよし 石田 明義	認定こども園(マハヤナ幼稚園)
		うるま ひさこ 閨間 久子	上越市小学校長会(高士小学校)
		なかじょう みなこ 中條 美奈子	特定非営利活動法人マミーズ・ネット
		いいつか はるえ 飯塚 春枝	上越市地域青少年育成会議協議会(地域コーディネーター)
		あべ さちこ 阿部 幸子	上越市民生委員・児童委員協議会連合会(主任児童委員)
第5号	学識経験者	ひらさわ のりこ 平澤 則子	新潟県立看護大学
		よしざわ ちなつ 吉澤 千夏	国立大学法人上越教育大学
第6号	公募に応じた委員	おう しん 王 鑫	
		やなぎ まりこ 柳 真理子	

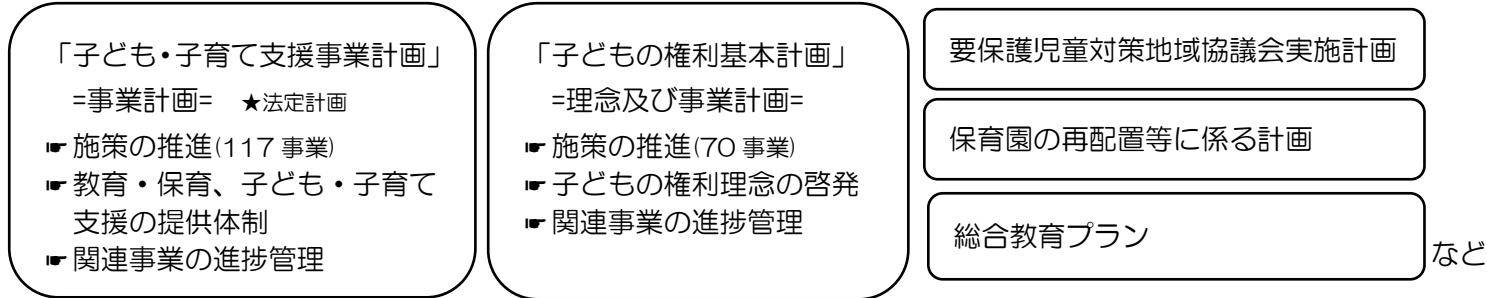
任期：平成30年4月1日～平成32年3月31日

1 子ども・子育て支援総合計画(上越市版エンゼルプラン)とは

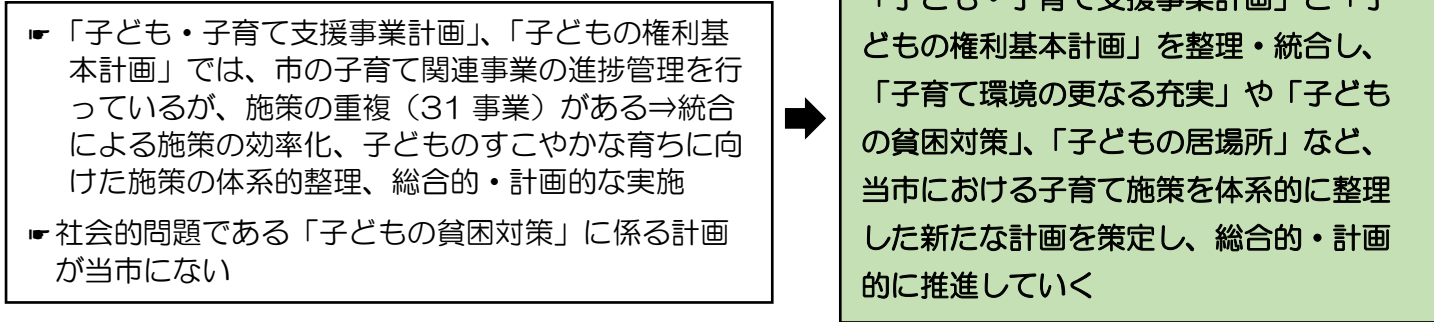
『子どものすこやかな育ち』に向けた施策を体系的に整理し、総合的・計画的に推進するための計画

2 現状

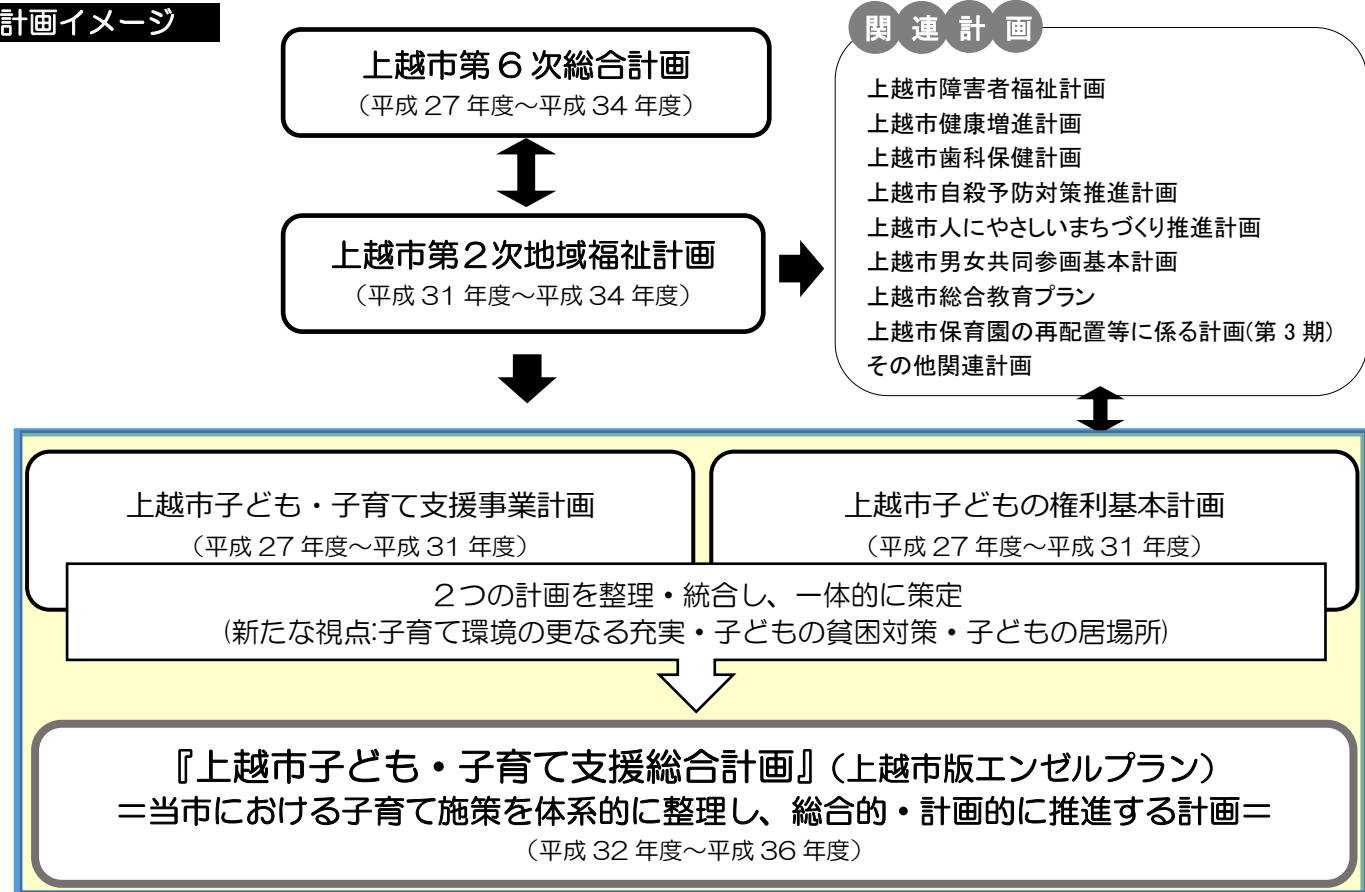
○「子ども・子育て支援事業計画」、「子どもの権利基本計画」のほか、様々な計画等に基づき、子どもに係る事業を推進



3 課題と対応

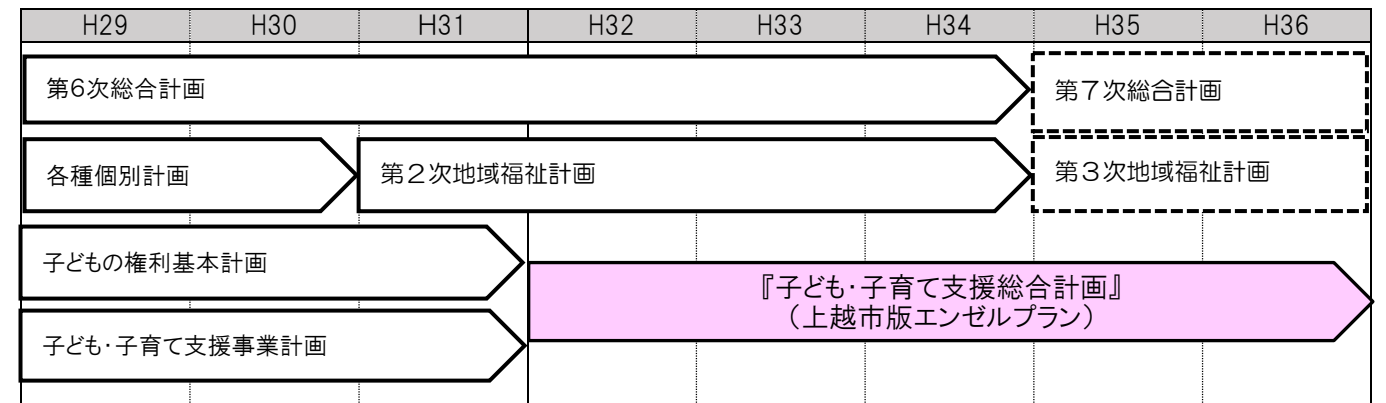


4 計画イメージ



5 計画の期間

○子ども・子育て支援法に基づき、計画期間は5年とする。市の最上位計画である「上越市総合計画」及び健康福祉分野における上位計画である「地域福祉計画」と整合を図るなど、必要に応じて見直しを行う。



6 計画の策定体制

○「子ども・子育て会議」と「子どもの権利委員会」を統合し、「子ども・子育て支援総合計画策定委員会」を設置する。

会議名	定員	任期	所掌事項
子ども・子育て会議	20	30.4.1～32.3.31	特定教育・保育施設等の定員の設定 子ども・子育て支援事業計画に関すること
子どもの権利委員会	20	29.4.1～31.3.31	子どもの権利基本計画に関すること 子どもの権利に関する施策の評価、調査審議

会議名	定員	任期1年	所掌事項
子ども・子育て支援総合計画策定委員会	20	31.4.1～32.3.31	・上記2つの会議の所掌事項を継承 ・「子ども・子育て支援総合計画(上越市版エンゼルプラン)」の策定

会議名	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度
子ども・子育て支援総合計画策定委員会(子ども・子育て会議)(子どもの権利委員会)	→					
子ども・子育て支援総合計画推進会議		→	→	→	→	→

○条例(案)

条例名	改正内容等
子ども・子育て支援総合計画推進会議条例	「子ども・子育て会議条例」に必要な一部改正を行う
子どもの権利に関する条例	「理念」部分のみを残し、「子どもの権利委員会」部分を削除する

必要な一部改正等は31年度中に行い、32年4月1日から施行する。

8 委員構成 (案)

○選出団体と子どもの年代

■ 「子ども・子育て支援総合計画策定委員会」委員の選出基準

- 「子ども・子育て会議」と「子どもの権利委員会」の各委員選出団体を基準とする
- 妊娠から 18 歳までを切れ目なく検討できる委員構成とする
- 計画策定の協議に適した人数構成とする
 - 委員数は 20 名以内
 - 基本的に 1 団体 1 名
 - 類似団体は集約し、1 団体 1 名
- 現行計画の掲載事業に関する専門的知識を有する委員を含む

	0~6 歳 就学前	7~12 歳 小学校	13~15 歳 中学校	16~18 歳 高校
妊娠期	私立幼稚園保護者 公立保育園保護者	小中学校 P T A 連絡協議会		
助産師会	私立保育園協会 認定こども園	小学校長会	中学校長会	
		上越特別支援学校		
	マミーズ・ネット		地域青少年育成会議、人権擁護委員協議会	
	民生・児童委員協議会連合会、児童・障害者相談センター、 上越商工会議所、企業労働者、上越教育大学、県立看護大学、公募委員			

○31 年度の委員構成 (案)

【子ども・子育て会議】

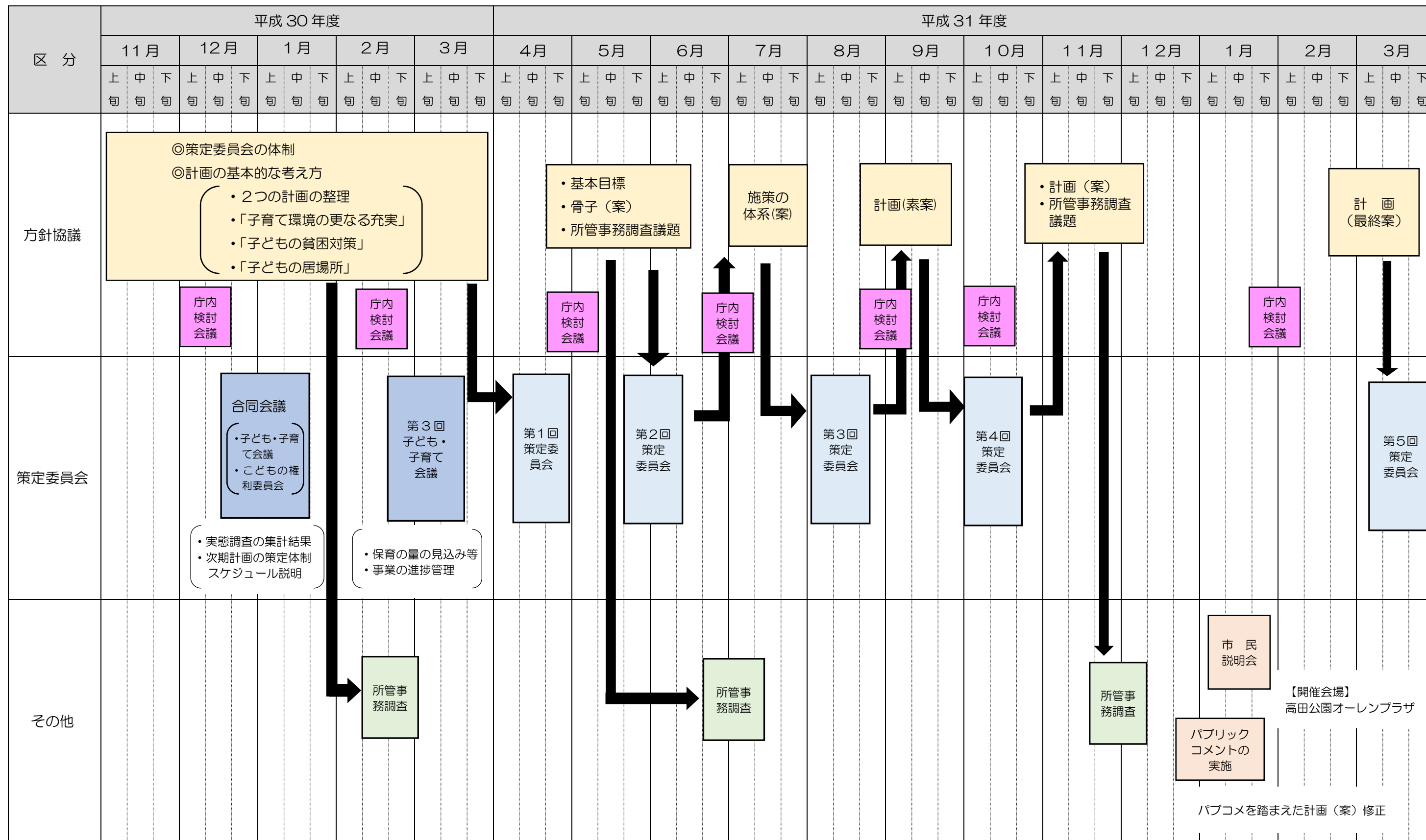
【子ども・子育て支援
総合計画策定委員会】

【子どもの権利委員会】

区分	選出団体	区分	選出団体	区分	選出団体	
子ども・子育て 支援法第 6 条 第 2 項に規定 される保護者	公立幼稚園保護者会	子ども・子育て 支援法第 6 条 第 2 項に規定 される保護者	私立幼稚園保護者会	学識経験者	上越教育大学	
	私立幼稚園保護者会		公立保育園保護者会		県立看護大学	
	公立保育園保護者会		小中学校 PTA 連絡協議会	関係行政機関	上越児童・障害者 相談センター	
	私立保育園保護者会		商工会議所		商工会議所	
事業者	小中学校 PTA 連絡協議会	事業者	企業勤労者	教育関係者等	小学校長会	
	商工会議所		上越児童・障害者相 談センター		中学校長会	
労働者	商工会議所	子ども・子育て 支援に関する 事業の従事者	認定こども園		高等学校長会	
	企業勤労者		私立保育園協会		上越特別支援学校	
労働者	企業勤労者		小学校長会		小中学校 PTA 連 絡協議会	上越特別支援学校
	企業勤労者		中学校長会		認定こども園	私立保育園協会
子ども・子育て 支援に関する 事業の従事者	私立幼稚園連盟		上越特別支援学校	小中学校 PTA 連 絡協議会	少年サポートセンター	
	私立保育園協会		マミーズ・ネット	小中学校 PTA 連 絡協議会	小中学校 PTA 連 絡協議会	
	認定こども園	地域青少年育成会議	町内会長連絡協議会	町内会長連絡協議会		
	小学校長会	民生委員児童委員 協議会連合会	民生委員児童委員 協議会連合会	民生委員児童委員 協議会連合会		
	マミーズ・ネット	人権擁護委員協議会	人権擁護委員協議会	人権擁護委員協議会		
	地域青少年育成会議	助産師会	助産師会	助産師会		
学識経験者	県立看護大学	学識経験者	上越教育大学	子ども支援活 動団体の代表 者	CAP・じょうえつ	
	上越教育大学		県立看護大学		マミーズ・ネット	
公募市民	公募委員	公募市民	公募委員		助産師会	助産師会
	公募委員		公募委員		公募委員	公募委員

□ 委員に選出しない団体

上越市子育て支援総合計画（上越市版エンゼルプラン）スケジュール



子どもの生活実態に関するアンケート調査の結果について（要約版）

1. 目的

本アンケート調査は、市内の子どものいる世帯の生活実態を把握するため実施するものであり、その結果から家庭や地域が抱えている課題を整理するとともに、今後の支援に向けた施策の方向性と対応方針をまとめた上で、これらを「上越市子ども・子育て支援総合計画（上越市版エンゼルプラン）」の策定に反映していくことを目的とします。

2. 調査期間

平成 30 年 7 月 2 日から 7 月 20 日まで

3. アンケートの配布及び回収方法

園及び学校を通じて対象となる世帯に配布、世帯単位で回収しました。

4. アンケートの対象と実施状況

市内の保育園・幼稚園・認定こども園、小学校、中学校、特別支援学校に通う児童・生徒並びにその保護者のうち以下の人を対象に実施しました。

- ・年長児、小学校 3 年生、6 年生、中学校 2 年生の「保護者」
- ・小学校 6 年生、中学校 2 年生の「児童・生徒（以下「子ども」という）」

区分	保護者数	回収数	回収率	子ども数	回収数	回収率
年長児	1,522 人	1,297 人	85.22%	—	—	—
小学校 3 年生	1,594 人	1,403 人	88.02%	—	—	—
小学校 6 年生	1,773 人	1,464 人	82.57%	1,773 人	1,464 人	82.57%
中学校 2 年生	1,825 人	1,452 人	79.56%	1,825 人	1,452 人	79.56%
合計	6,714 人	5,616 人	83.65%	3,598 人	2,916 人	81.05%

※児童・生徒数は H30.5.1 現在

5. 調査内容

保護者	子ども
<p>1. 経済的状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯の収入 ・支払等ができなかった経験の有無 <p>2. 保護者の状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労状況 ・困ったときの相談相手の有無 <p>3. 食事・居場所の状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの朝食及び夕食の孤食の状況 ・放課後や長期休暇の子どもの居場所 <p>4. 教育・進学状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・進学の見通し <p>等</p>	<p>1. 食事・居場所の状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後の居場所 ・家は心がほっとする場所か <p>2. 学校や勉強について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校の授業はわかるか ・勉強や遊びの時間を決めているか ・最終的な教育段階はどこまで希望しているか <p>3. 子ども自身の考えについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分の将来に明るい希望を持っているか ・自分には良いところがあるか <p>等</p>

6. 集計について

保護者及び子どもの回答それぞれを集計し、データ I・II としてまとめました。（別添）
全体的な集計のほかに、「ひとり親家庭」の抽出及び家庭の経済状況による生活実態の違いを把握するため、世帯の収入と人数に応じて世帯を「一般層」と「困窮層」に区分し、クロス集計しました。

※世帯の収入と人数に応じた区分について

国が公表している「平成 23 年度親と子の生活意識に関する調査」の「相対的貧困層の算出方法（考え方）」及び「平成 28 年度国民生活基礎調査」の「1 世帯当たり平均所得金額」などの数値を参考に、世帯人数ごとに「困窮層該当年収」の基準を定めた上で、当該世帯の平成 29 年中の世帯全員の収入の合計額が基準を上回る世帯を「一般層」、下回る世帯を「困窮層」と位置付けました。

世帯人数	困窮層該当年収
2 人	200 万円まで
3 人	250 万円まで
4～5 人	300 万円まで
6 人	350 万円まで
7～8 人	400 万円まで

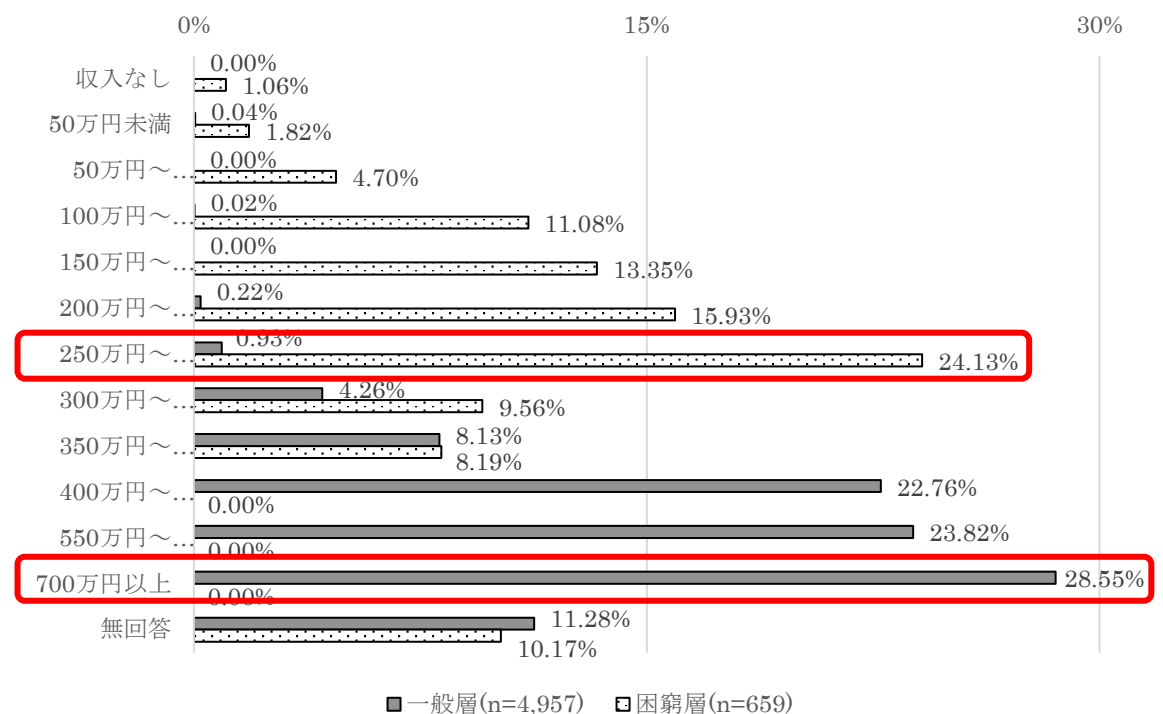
※世帯人数を問わず、400 万円以上は一般層に区分

7. アンケート結果

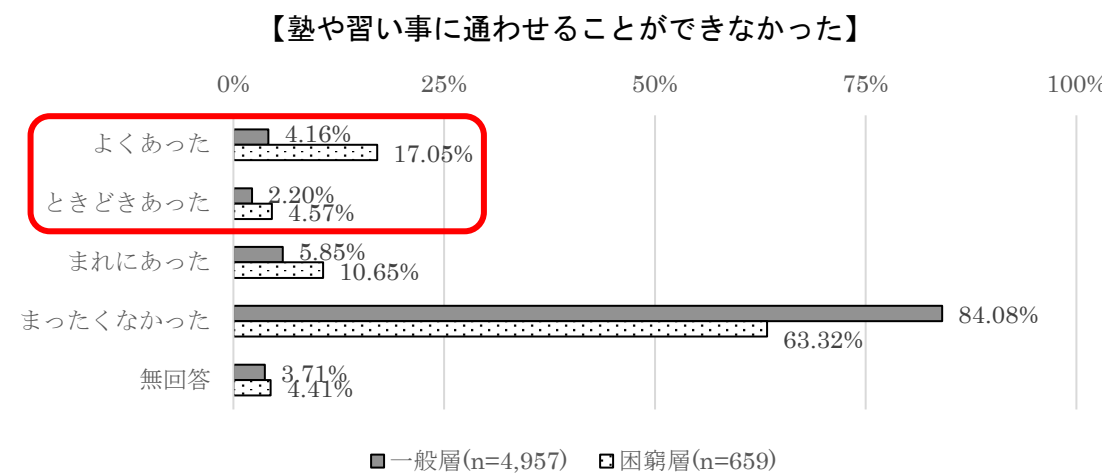
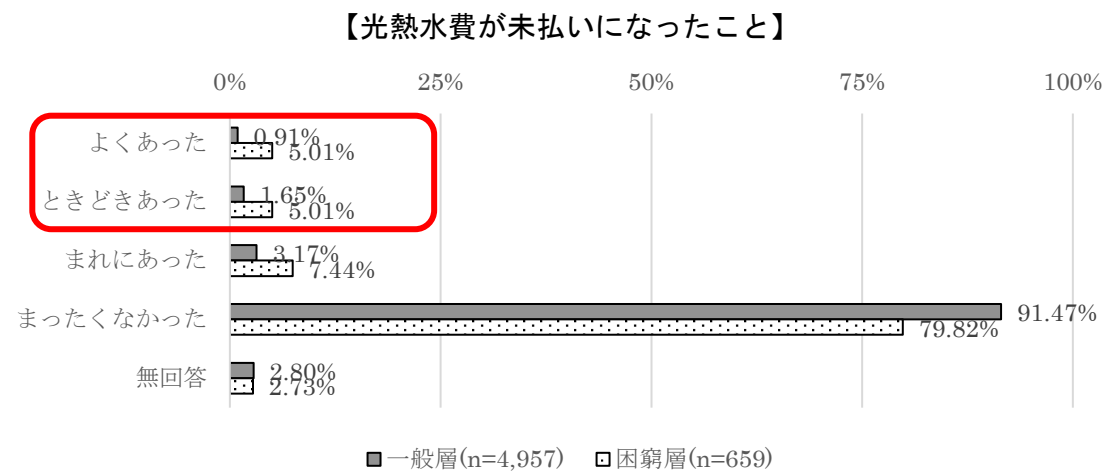
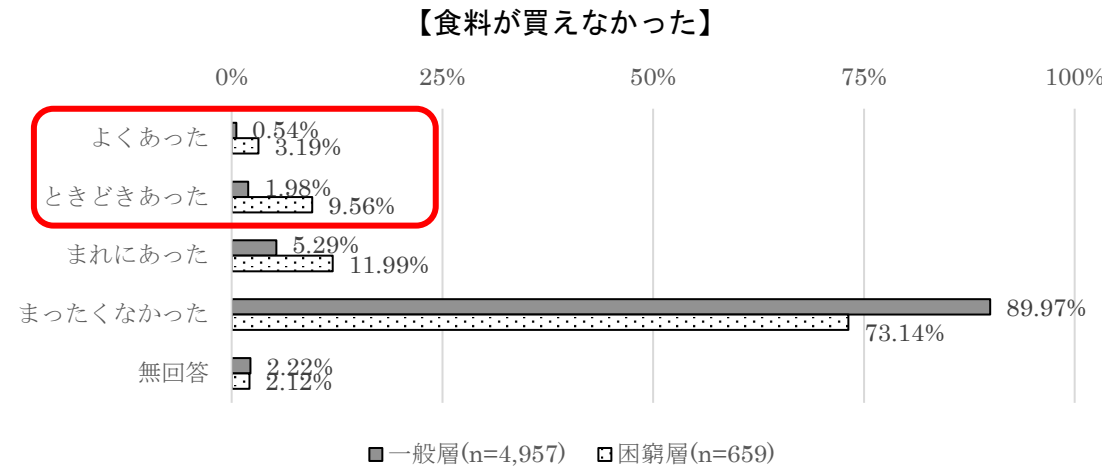
(1) 経済的状況について

◆本調査の基準により世帯の収入と人数に応じて区分すると、一般層は 4,957 世帯<全体の 88%>、困窮層は 659 世帯<全体の 12%>でありました。世帯年収の割合が最も多いのは一般層では 700 万円以上、困窮層では 250～300 万円となっています。（保護者 P. 68）

【平成 29 年中の世帯年収】

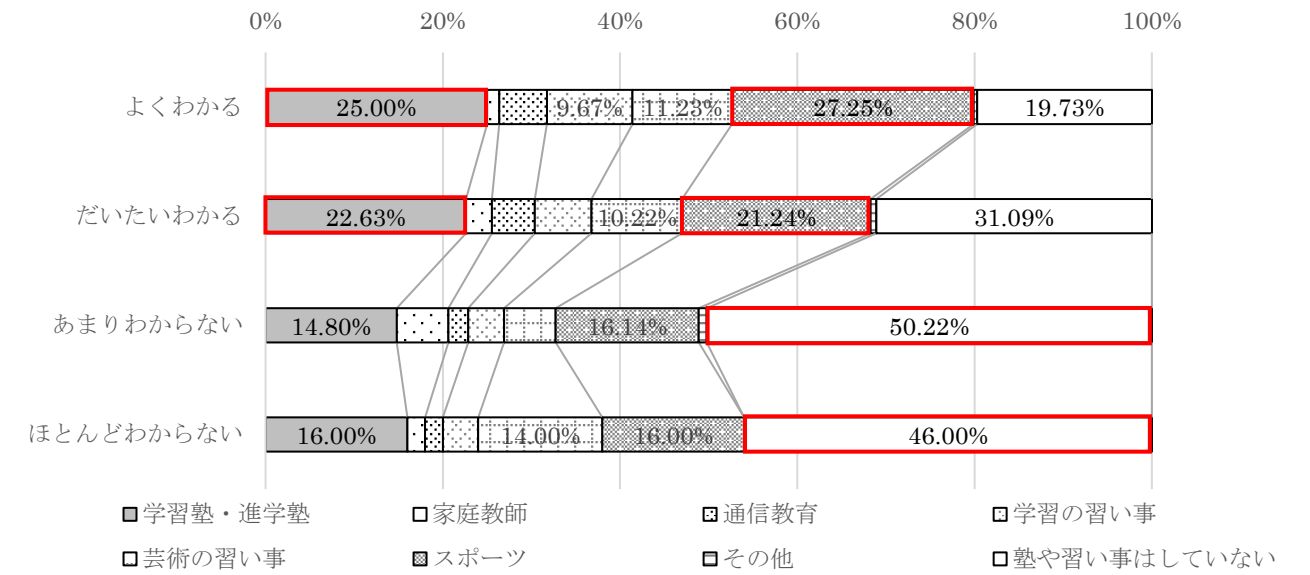


◆『支払等ができなかった経験(保護者 P. 57~64)』について、困窮層において『食料が買えなかった』ことが「よくあった」「ときどきあった」が13%で一般層より10pt、『光熱水費が未払いになった』ことが「よくあった」「ときどきあった」が10%で一般層より7pt、『塾などに通わせることができなかった』ことが「よくあった」「ときどきあった」が22%で一般層より15pt それぞれ高くなっています。生活必需品や光熱水費の支払いを優先し、塾や習い事に通わせることなどの経費が後回しになっていることがうかがえることに加え、困窮層においてその傾向が顕著に表れています。



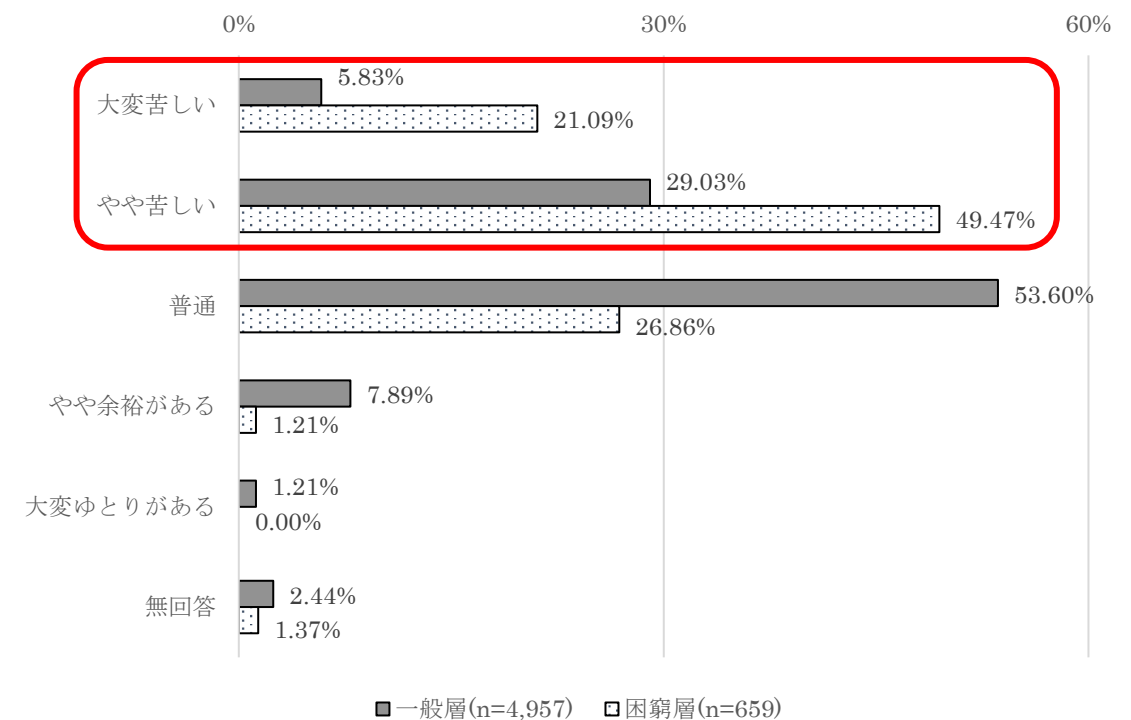
◆子どもの結果にある『授業はわかるか(P. 33)』と『塾に行ったり、習い事をしているか(P. 39)』をクロス集計したところ、「よくわかる」「だいたいわかる」と回答した子どもは、学習塾に通っていたり、スポーツの習い事をしている傾向にありました。また、「あまりわからない」「ほとんどわからない」と回答した子どもの約半数が塾や習い事をしていない傾向にありました。

【授業の理解度】 × 【塾や習い事の有無】



◆『現在の暮らしの状況をどう感じているか(保護者 P. 65)』において、「大変苦しい」「やや苦しい」と回答した一般層は35%、困窮層は71%で困窮層が36pt高くなっています。「普通」と回答した一般層は54%、困窮層は27%で困窮層が32pt低くなっています。収入層の区分に関わらず、子育てに関する経済的負担を感じている世帯は多い傾向にあります。

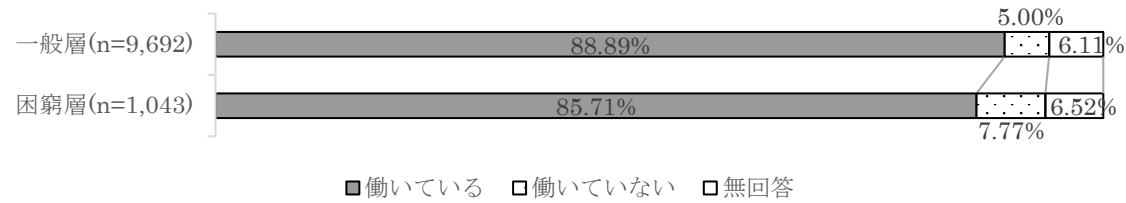
【現在の暮らしの向き】



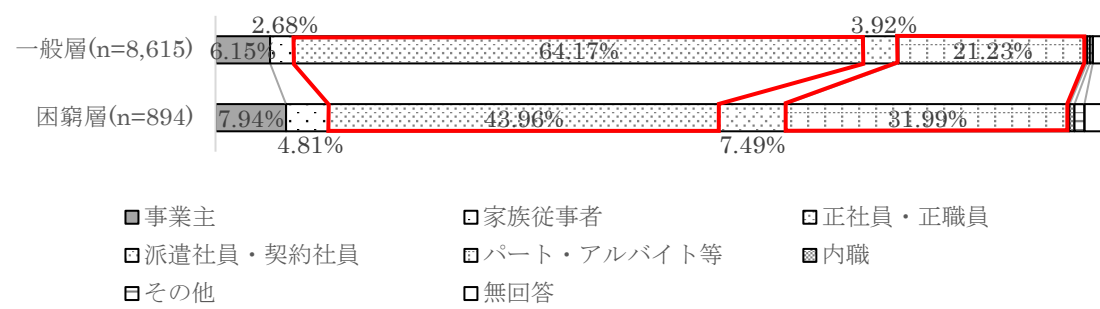
(2) 保護者の状況について

◆『就労状況(保護者 P. 49~52)』について、一般層と困窮層の就労率に大きな差はなく、正社員率において一般層は64%、困窮層は44%で20ptの差がありました。また、パート等の率において一般層は21%、困窮層は32%で11ptの差がありました。一般層に比べて困窮層の正社員率は低く、パート等の率が高い傾向にあり、それが家庭の経済状況等に影響していると考えられます。

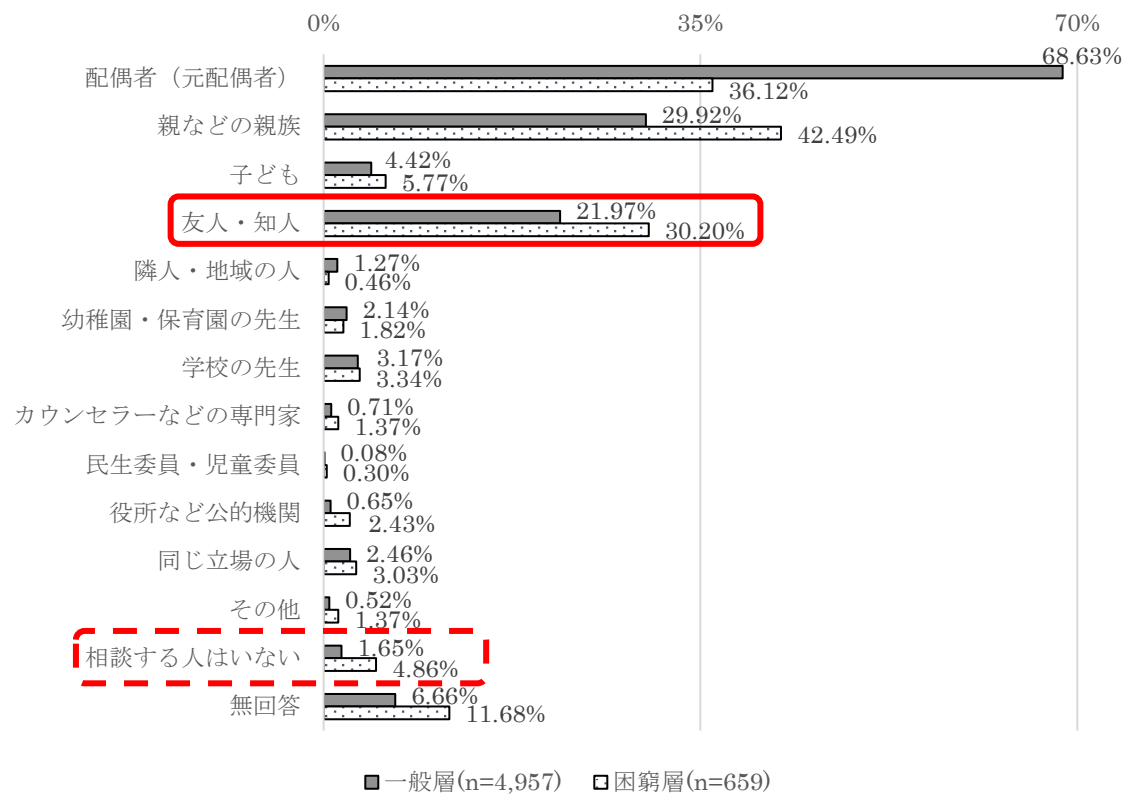
【就労状況について】



【勤務の形態について】



◆『相談相手(保護者 P. 40~41)』について、「配偶者」「親などの親族」を除くと「友人・知人」が最も多く、それ以外は5%以下で分布しています。困窮層にあっては「相談する人はいない」の回答が一般層より多くなっています。相談する人がいないと回答した人への相談支援体制を強化していく必要があります。



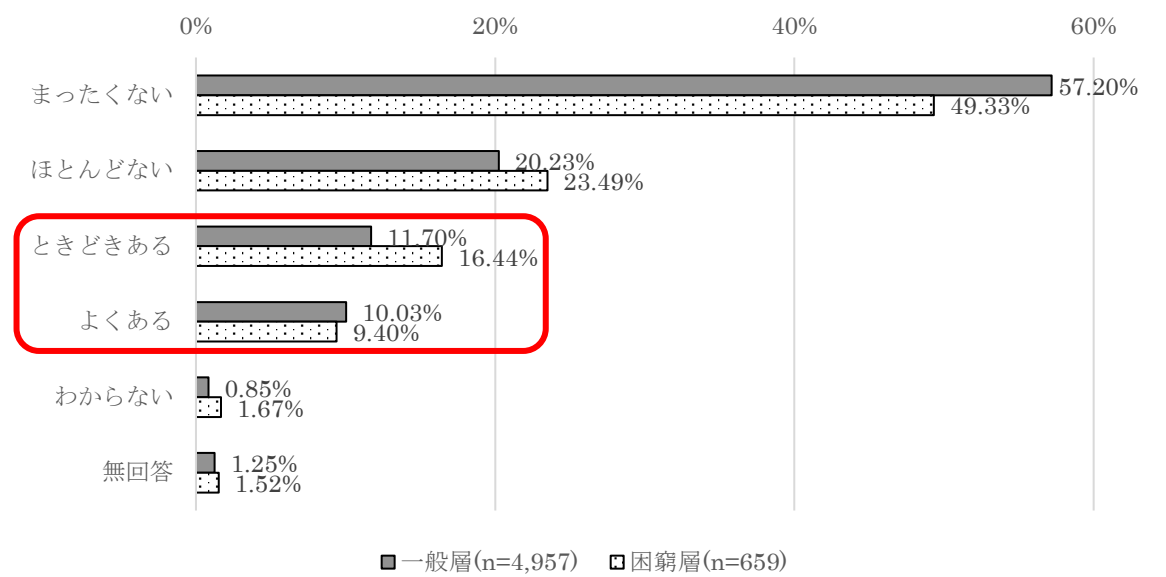
(3) 食事・居場所の状況について

◆『朝食の孤食状況(保護者 P. 8、子ども P. 6)』について、「よくある」がそれぞれの区分において10%程度、「ときどきある」は一般層が12%、困窮層が16%となっています。

『夕食の孤食状況(保護者 P. 10、子ども P. 8)』について、「よくある」「ときどきある」は一般層が5%、困窮層が8%。朝食時に比べて孤食率は低い傾向にあります。

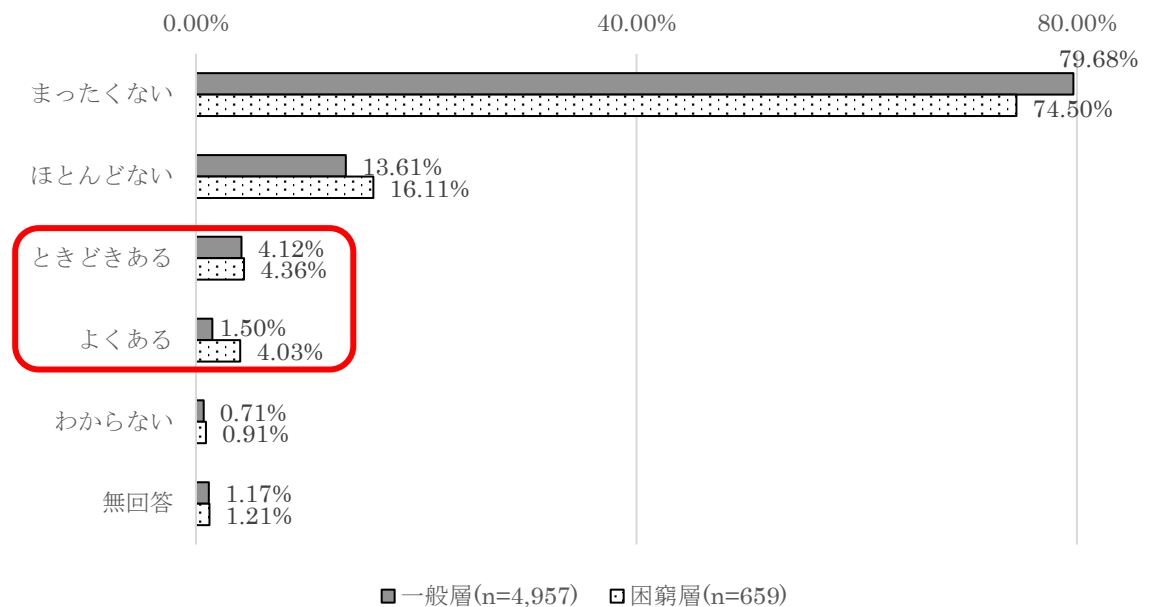
【朝食の孤食状況】

《回答者：年長及び小3の保護者並びに小6及び中2の子ども》

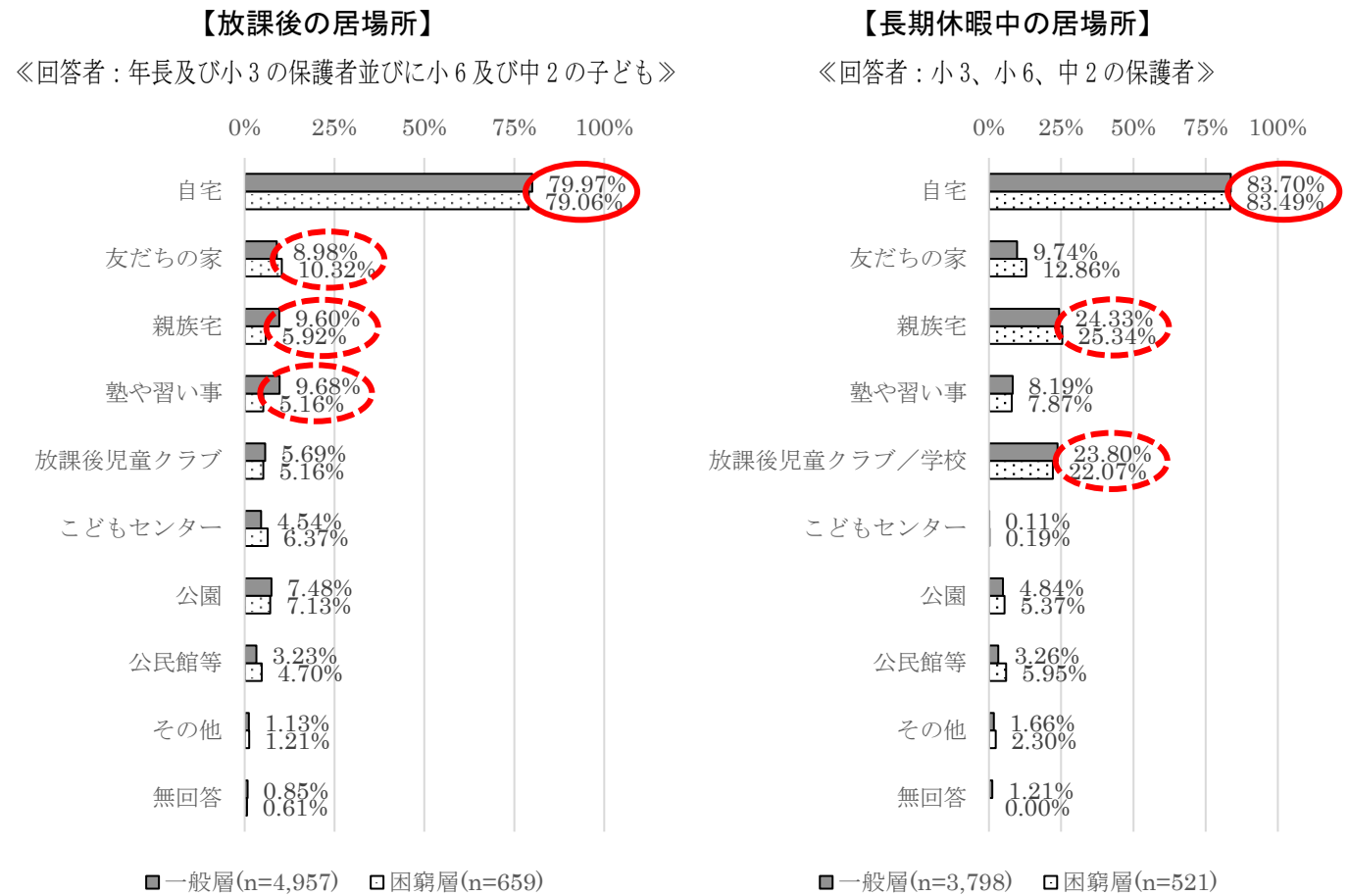


【夕食の孤食状況】

《回答者：年長及び小3の保護者並びに小6及び中2の子ども》

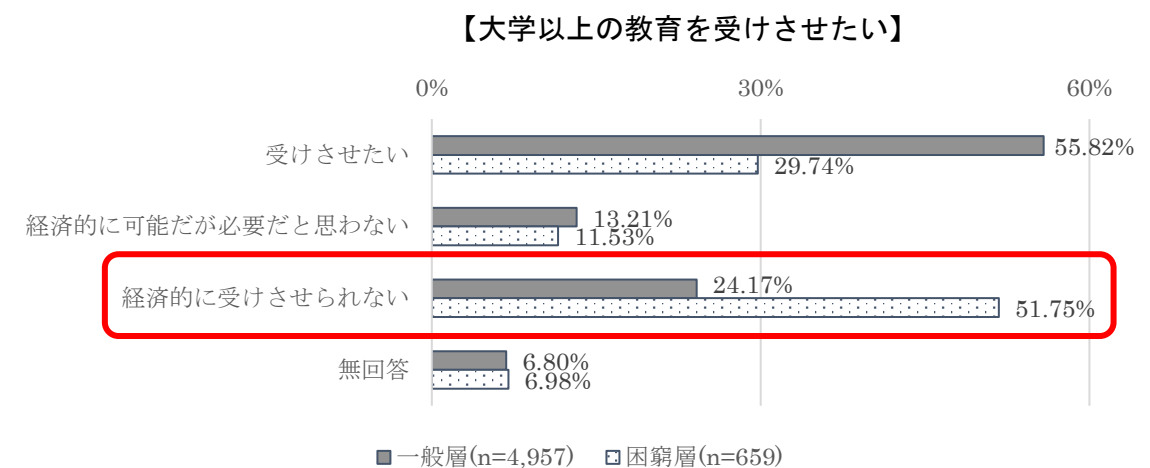
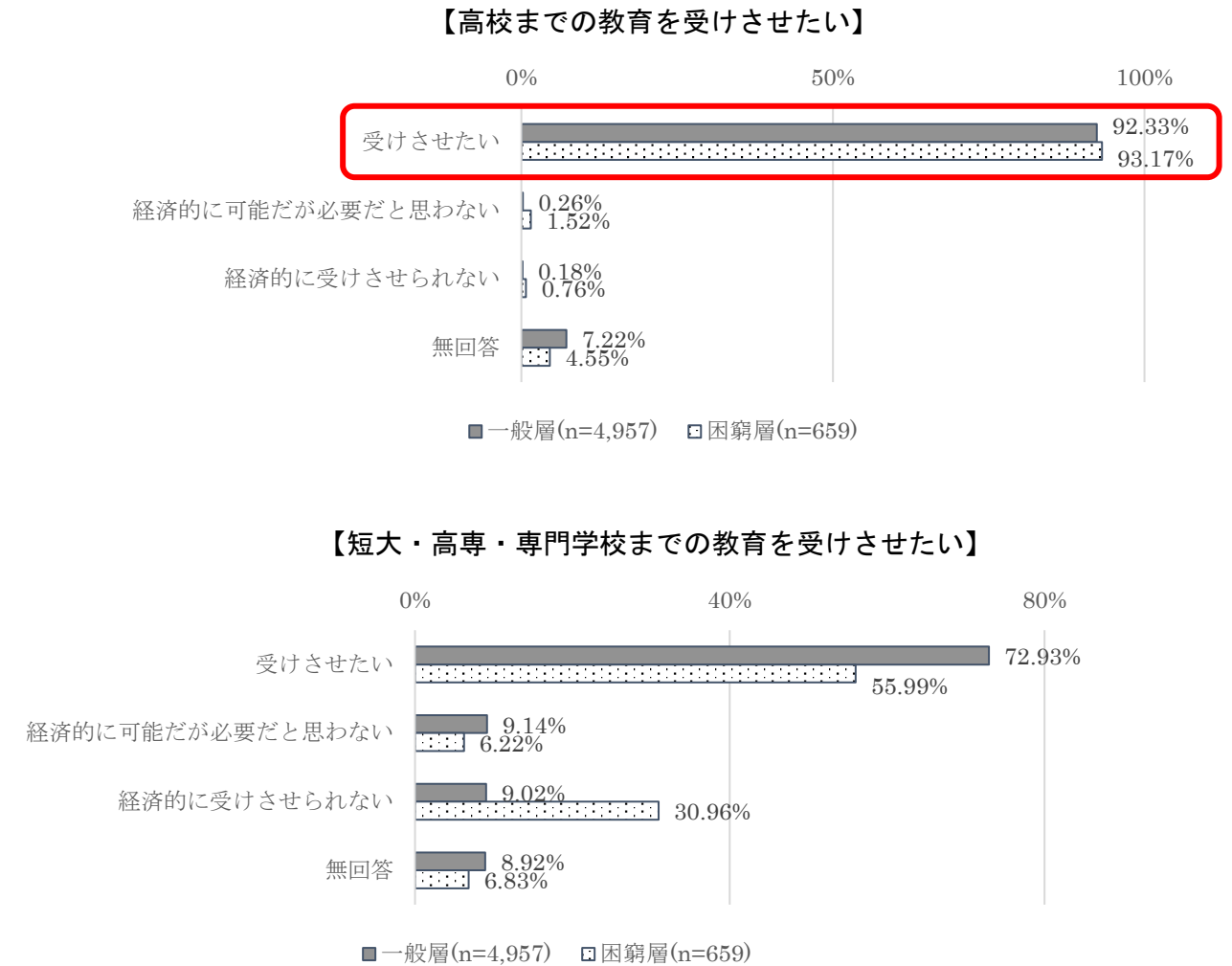


- ◆『放課後の居場所(保護者 P. 11、子ども P. 19)』について、「自宅」が収入層の区分に関わらず 80%、「友だちの家」「親族宅」「塾」がそれぞれ 10%程度となっています。
『長期休暇における居場所(保護者 P. 13)』では、前述同様に「自宅」が 84%、次いで「親族宅」「放課後児童クラブ」が 24%程度となっています。
多くの子どもが自宅で過ごしていることから、安心して子どもが過ごせる居場所の整備が必要であると考えられます。

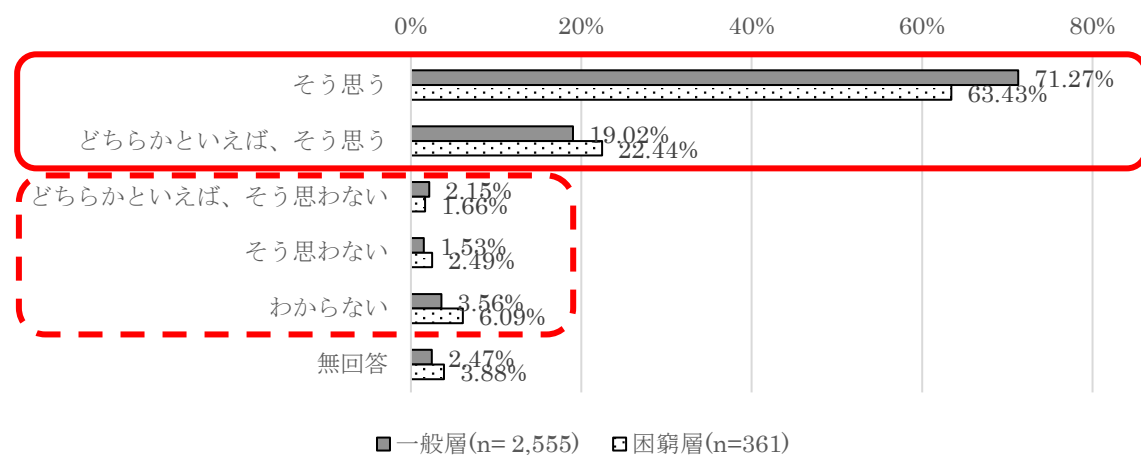


(4) 教育・進学状況について

- ◆保護者の結果にある『進学の見通し(P. 33~35)』について、「高校までの教育を受けさせたい」が収入層の区分に関わらず 90%超となっています。
「大学以上の教育を経済的に受けさせられない」にあつては、一般層は 24%、困窮層は 52%で困窮層が 28pt 高くなっています。
経済的な理由により、進学をあきらめることがないよう、支援事業の拡充や強化等について検討していく必要があります。

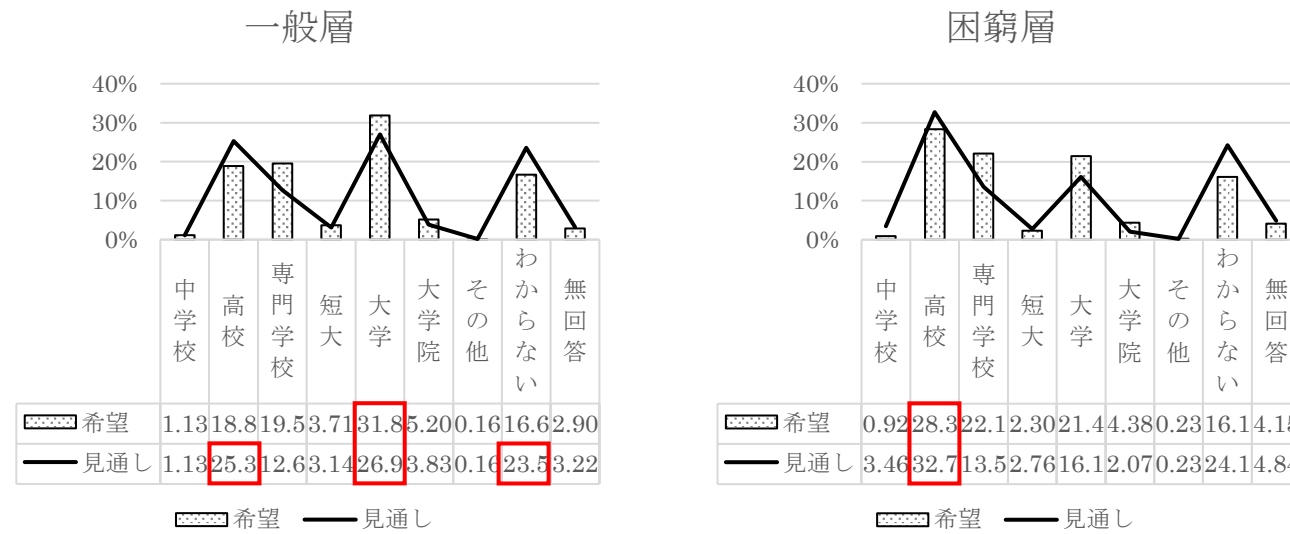


- ◆子どもの結果にある『家は心がほっとする場所か(P. 22)』について、「そう思う」「どちらかといえば、そう思う」と回答した一般層は 90%、困窮層は 86%となっています。「どちらかといえば、そう思わない」「そう思わない」「わからない」において一般層は 7%、困窮層は 10%となっています。
全体の約 1 割の子どもが「家はほっとしない」と回答しています。

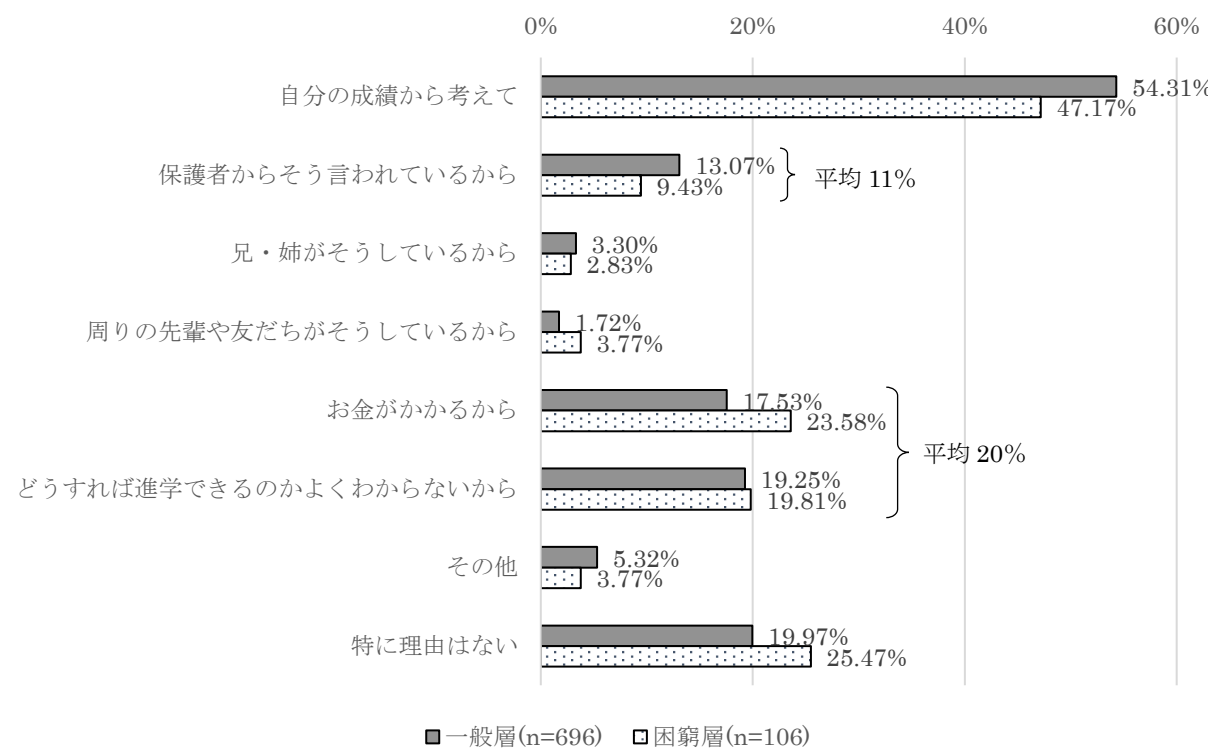


◆子どもの結果にある『希望として、将来どの学校まで行きたいと思うか(P. 36)』と『現実としては、将来どの学校まで行くことになると思うか(P. 37)』において、一般層では「大学進学」が32%で最も多く、見通しでは「高校進学」「大学進学」「わからない」がほぼ同率で25%程度となっています。困窮層においては「高校進学」が28%で最も多く、見通しにおいても「高校進学」が33%で最も高くなっています。

【進学希望】×【現実の見通し】

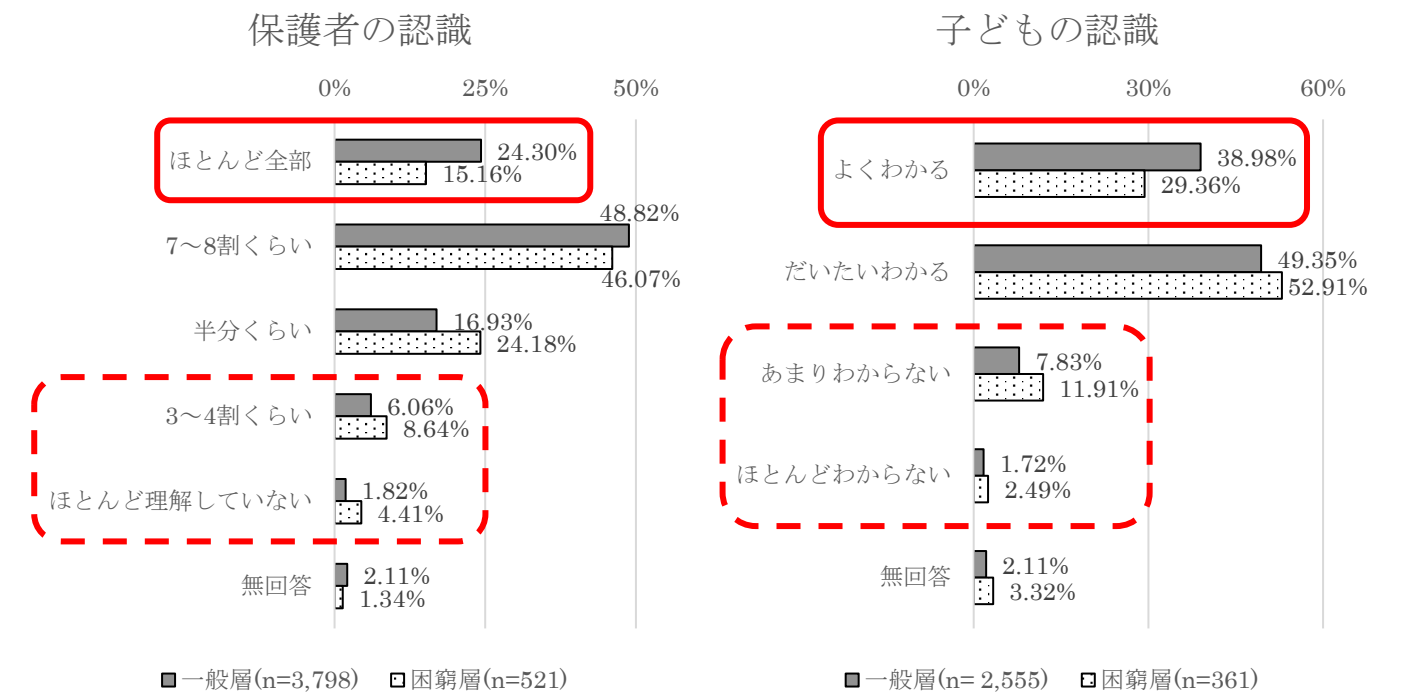


◆『進学の希望と現実が異なるのはなぜか(子ども P. 38)』について、約半数の子どもが「自分の成績から考えて」を選択。次いで「お金がかかるから」「どうすれば進学できるのかよくわからないから」がそれぞれ20%程度。「保護者からそう言われているから」が11%程度となっています。家庭の経済状況等が子どもの進学、進路に影響していると思われます。



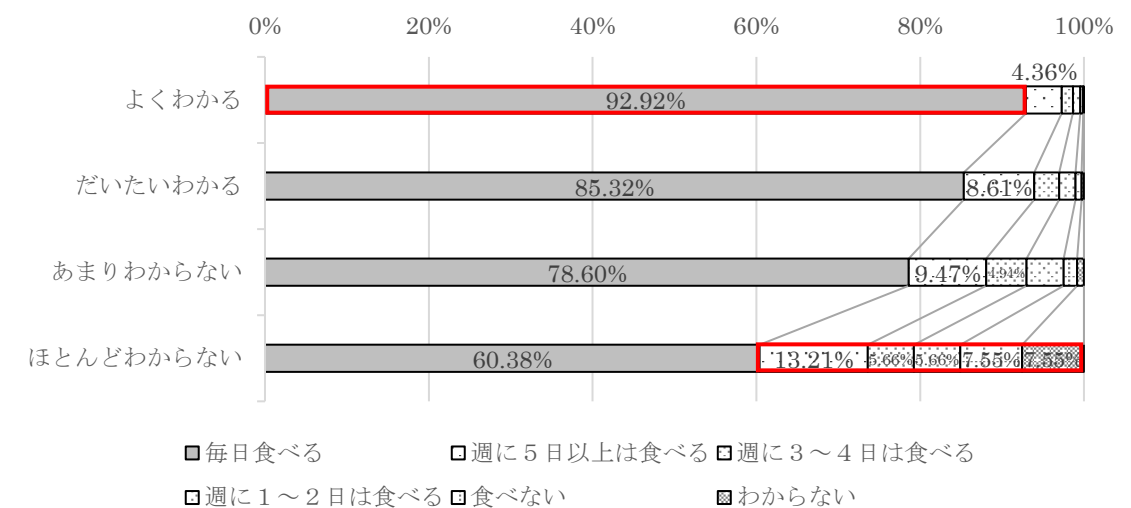
◆保護者の結果にある『学校の授業をどのくらい理解しているか(P. 32)』において、「ほとんど全部理解している」が一般層と困窮層で9pt差となっています。「半分くらい」以下から一般層と困窮層の比率が逆転し、「3~4割くらい」以下では一般層は8%、困窮層は13%となっています。子どもの結果にある『授業はわかるか(P. 33)』において、「よくわかる」が一般層と困窮層で10pt差となっています。「だいたいわかる」以下から一般層と困窮層の比率が逆転し、「あまりわからない」以下では一般層は10%、困窮層は14%となっています。全体的にみて、1割程度の子どもの授業の理解度が低い傾向となっています。

【授業の理解度】



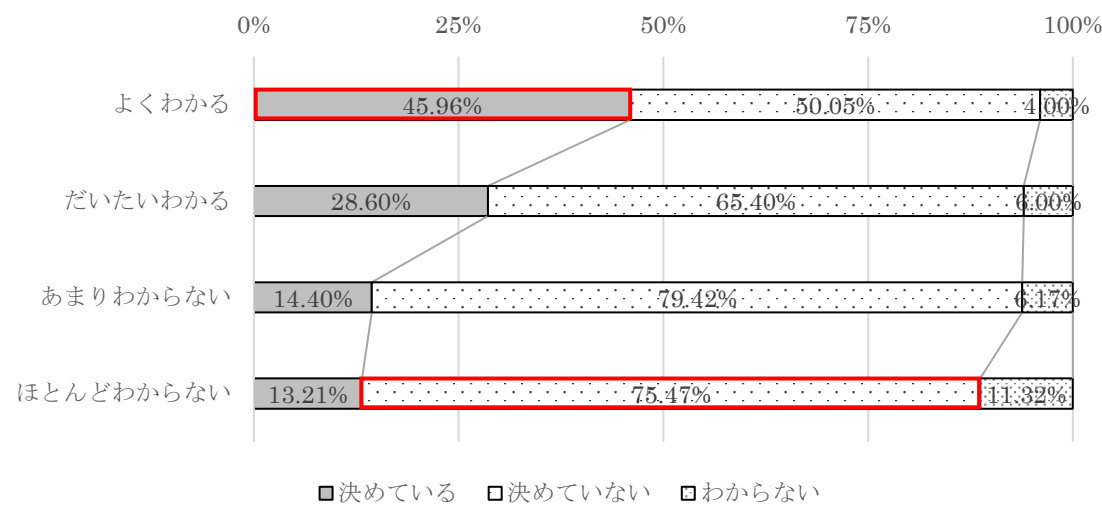
◆子どもの結果にある『授業はわかるか(P. 33)』と『1週間に朝ごはんをどれくらいの回数食べているか(P. 5)』をクロス集計したところ、「授業がよくわかる」と回答した子どものうち、「毎朝食べる」が93%。「授業がほとんどわからない」では「毎朝食べていない(「わからない」を含む)」が40%となっています。欠食率が低くなるにつれ、授業の理解度が上がる傾向にあります。

【授業の理解度】×【朝食の欠食状況】



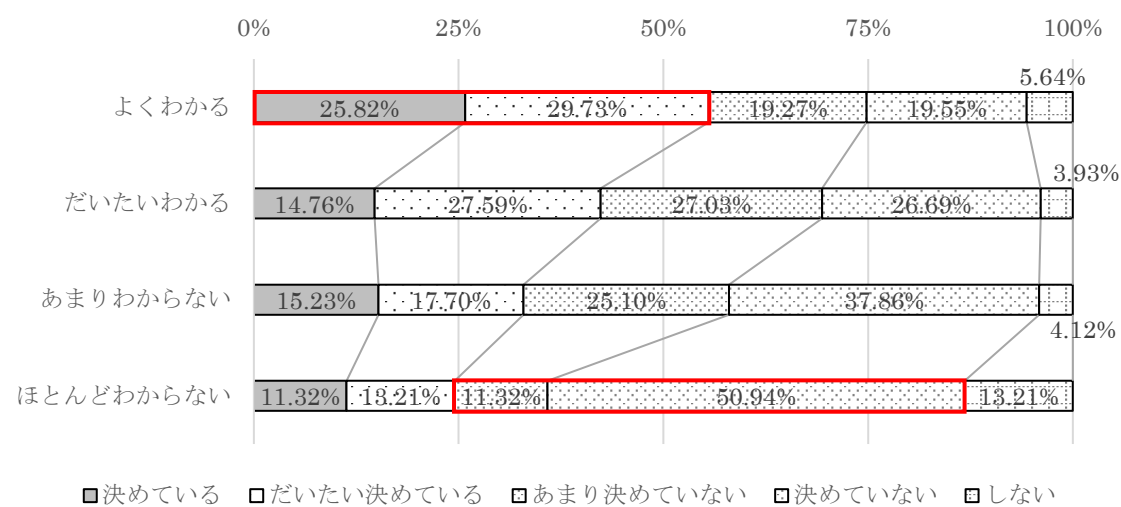
◆子どもの結果にある『授業はわかるか(P. 33)』と『1日の勉強時間を決めているか(P. 34)』をクロス集計したところ、「授業がよくわかる」と回答した子どものうち、勉強時間を「決めている」が46%。「授業がほとんどわからない」では「決めていない」が75%となっています。
勉強時間を決めている子どもは、決めていない子どもよりも授業の理解度が高い傾向にあります。

【授業の理解度】×【勉強時間の設定】



◆子どもの結果にある『授業はわかるか(P. 33)』と『1日の遊び時間を決めているか(P. 13)』をクロス集計したところ、「授業がよくわかる」と回答した子どものうち、遊び時間を「決めている」「だいたい決めている」が56%。「授業がほとんどわからない」では「あまり決めていない」「決めていない」が62%となっています。
前述の勉強時間と同様に、遊ぶ時間を決めている子どもは、決めていない子どもよりも授業の理解度が高い傾向にあります。

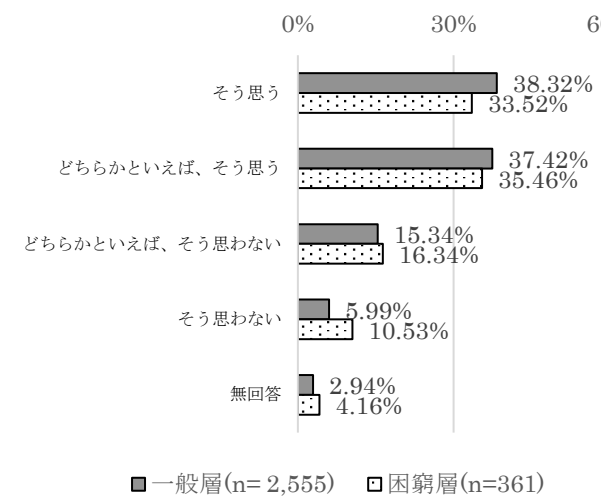
【授業の理解度】×【遊び時間の設定】



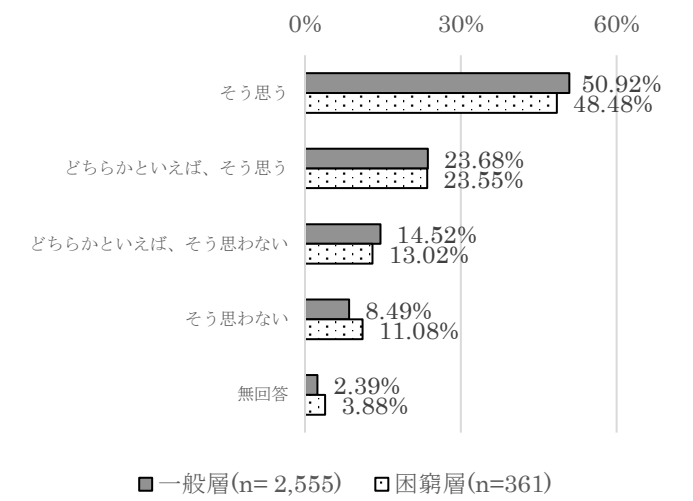
(5) 子ども自身の考えについて

◆『自分の将来に明るい希望を持っているか(P. 40~51)』などの考え方において、一般層と困窮層に大きな差は認められませんでした。

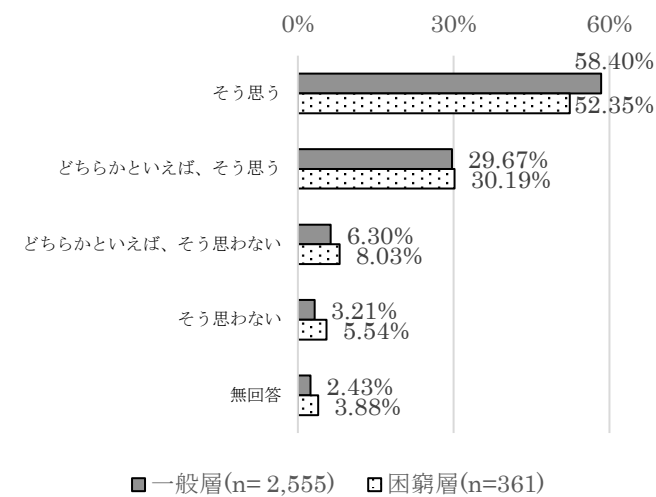
【自分の将来に明るい希望を持っているか】



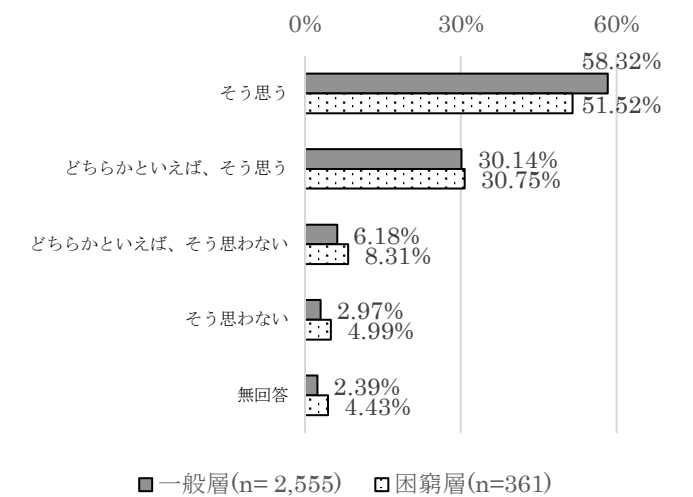
【自分には将来の夢や目標はあるか】



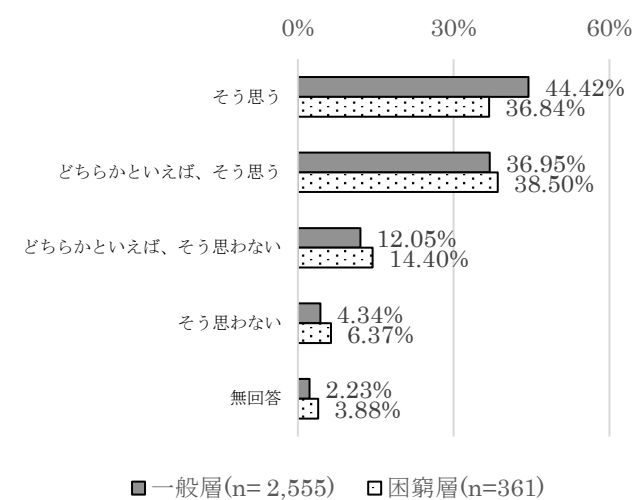
【将来のためにも、今がんばりたいと思うか】



【自分は幸せと思うか】



【自分に良いところはあると思うか】



【自分に自信はあるか】

